

地域における障害者スポーツ普及促進事業について

1. 地域における障害者スポーツ普及促進事業（文部科学省）

（1）事業目的

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を成功に導き、全国各地で障害の有無に関わらずスポーツを行うことができる社会を実現するため、各地域において障害者スポーツに取り組みやすい環境の整備を促進する。

（2）事業内容

- ① 実行委員会の開催
- ② 地域における障害者のスポーツ参加促進に関する実践研究

2. 地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議

【平成27年8月28日 中間とりまとめ】

○障害者スポーツの普及促進に関する取組方策に関する意見

- ① 障害児のスポーツ活動の推進
⇒ 特別支援学校等への障害者スポーツ指導者の派遣
- ② 障害者のスポーツ活動の推進
⇒ 障害者スポーツ指導者の養成拡充
- ③ 障害者と健常者が一緒に行うスポーツ活動の推進
⇒ 障害者と健常者が一緒に楽しめる場を創る人材の研修
- ④ 障害者スポーツに対する理解促進
⇒ 子供が障害者スポーツを体験し、保護者にその体験を語ることにより、障害者スポーツに興味や関心を抱く相互作用を意識
- ⑤ 障害者スポーツの推進体制の整備等
⇒ 関係団体間の連携・協働組織の常設化
実践の場で組織間を連携調整する「障害者スポーツコーディネーター」等の人材の検討

3. 平成28年度の実施内容について

（1）実行委員会の開催

市内において障害者の普及を図るため、スポーツ・障害福祉関係者（行政・学校・関係団体・有識者等）で構成する実行委員会を開催し、連携・協働・検討体制を構築する。

【構成団体案】

大学、スポーツ推進委員、体育協会、スポーツボランティア、障害者スポーツ指導者、特別支援学校・学級、障害者施設、スポーツ施設、障害者団体、障害者（アスリート）、行政 等

（2）障害者（児）の運動・スポーツ活動に関する実態調査

市内の特別支援学校等の生徒、障害者施設の利用者を対象にアンケート調査を実施し、障害者（児）の運動・スポーツ活動に関する実態を把握する。

（3）障害者スポーツイベント・教室等の開催

障害者をはじめ、市民が障害の有無にかかわらず、地域で障害者スポーツに対する理解や関心を深められるよう、また、障害者が継続的にスポーツ活動に取り組めるよう、障害者スポーツの体験や教室等を開催する。

（4）障害者スポーツ支援者の育成

現職の競技指導者、教員、スポーツ推進委員、施設職員等を対象に、障害者や障害者スポーツに対する理解や関心を深めることを目的に障害者スポーツ支援者育成講習会を開催する。